

岐阜県立国際園芸アカデミー科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、岐阜県立国際園芸アカデミー学則（以下「学則」という。）第51条第3項の規程に基づき科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)高等学校を卒業した者
- (2)通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)
- (3)外国において、(1)または(2)に相当する教育を修了した者
- (4)大学入学資格検定試験に合格した者、または高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5)修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (6)その他、岐阜県立国際園芸アカデミー学長（以下「学長」という。）が上記の各号に該当する者と同等以上であると認めた者

(入学の時期及び在学期間)

第3条 科目等履修生の入学時期は学年の始めとする。

- 2 科目等履修生の在学期間は当該科目等履修生が履修する授業科目の開講期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として在学期間を延長することができる。

(出願手続き)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

- (1)科目等履修生入学願書
- (2)最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (3)その他、学長が必要と認める書類

(入学選考)

第5条 前条の規程により出願手続きを経た者に対し、書類審査等により選考する。

- 2 科目等履修生の選考は、入試委員会が行い、教職員会議において決定する。

(合格通知)

第6条 学長は前条の選考の結果に基づき合格者に対して通知を行う。

(入学の手続き及び入学許可)

第7条 前条の規程により通知を受けた者は、指定された期日までに、条例第3条に規定する入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の規程による入学手続きを終了した者に入学を許可する。
- 3 前条の規程により通知を受けた者で、前項に規定する入学金を期日までに納付しないときは、入学を取り消す。
- 4 既納の入学試験料、入学金および授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(学生証の交付)

第8条 科目履修生には、学生証を交付する。

- 2 科目等履修生は、学生証を常に所持しなければならない。

(履修手続き)

第9条 科目等履修生は、履修を許可された科目の登録を所定の期日までに行わなければならない。

(履修単位の認定)

第10条 科目等履修生が履修した科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき単位を認定する。

(履修に要する経費)

第11条 科目等履修生が履修に要する特別の経費は、個人負担とする。

(退学)

第12条 科目等履修生が履修期間の中途において退学しようとするときは、所定の退学願にその理由を記載し、学長に願い出て許可を得なければならない。

(退学を命ずる場合)

第13条 科目等履修生で本学の規則に違反し、又は履修に適さないと認められる者については、教職員会議の議を経て、学長が退学を命ずることがある。

(準用規程)

第14条 学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生に準用する。ただし、学生旅客運賃割引証および通学証明書の交付を受けることはできない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年9月14日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月18日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。